

意見書

国立大学法人徳島大学職員の育児休業等に関する規則等に関する意見は下記のとおりです。

記

①育児休業等に関する規則（職員の育児休業等に関する規則・有期雇用職員等の育児・介護休業等に関する規則・有期雇用職員の人事・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則・徳島大学職員の労働時間、休暇等に関する細則・徳島大学職員の期末手当及び業績手当支給細則）の改正について、賛成します。

職員、有期雇用職員ともに育児休業を原則2回まで取得可能とすること、育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日までに延長すること、子の出生後8週間以内の育児休業の請求期限を2週間前までに短縮すること、1か月以下の育児休業の期間を期末手当及び業績手当の在職期間から除算しないこととしている取扱いについて、子の出生後8週間以内における育児休業の期間とそれ以外の育児休業の期間は合算しないことは、いずれも現行の制度よりも改善になっています。

今後とも更なる改善に努めていただきたいと思います。具体的には、育児参加のための休暇の日数が5日では少ないので10日程度に増やすこと、期末手当及び業績手当の在職期間から除算しない育児休業期間を延長すること、退職金算定の際に育児休業期間の2分の1を在職期間から除算している点について除算率を引き下げることなどにより、より一層、男女ともに出産や育児がしやすい制度へと改善していただきたいと思います。

また、時短勤務の取得可能期間を、現行の「子が小学校に入学するまで」から、せめて「小学校4年生になるまで」程度に延長することなども改善すべき点かと思います。

なお、育児休業の制度がかなり複雑なものとなっていますので、制度の対象となる労働者が十分に理解できるように丁寧な説明をしていただくことを希望します。

②有期雇用職員の人事・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則の一部改正については、賛成します。最低賃金の引き上げによる、作業員の時給単価の引き上げとのことですが、徳島県の最低賃金にこだわるのではなく、徳島大学が率先して障がい者の方の自立に繋がるような賃金体系を作っていただくようお願いします。

なお、本学の有期雇用職員はH25年度から5年経過後に、無期労働契約が順次行われています。しかし、有期雇用職員給与表は雇用期限体系のもと3段階（上限3年まで）で作成さ

れた状態のままで止まっています。まずは5段階（5年めまで）に作成変更されるよう引き続き強く要望いたします。

令和 年 月 日

国立大学法人徳島大学長 殿

常三島地区職員過半数代表者

職 名 教授

氏 名 山口 裕之 印